

野菜農業振興事業の実施について

平成20年4月1日付け19農畜機第4798号制定
平成21年4月1日付け20農畜機第4550号変更
平成22年4月1日付け21農畜機第5236号変更
平成23年3月31日付け22農畜機第5065号変更
平成24年3月30日付け23農畜機第5164号変更
平成24年5月15日付け24農畜機第646号変更
平成26年3月31日付け25農畜機第5435号変更
平成26年9月12日付け26農畜機第2377号変更
平成27年3月18日付け26農畜機第5441号変更
平成27年4月10日付け27農畜機第133号変更
平成28年4月1日付け28農畜機第5912号変更
平成29年3月29日付け28農畜機第6579号変更
平成30年3月29日付け29農畜機第6758号変更
平成31年4月1日付け30農畜機第7528号変更
令和2年3月27日付け元農畜機第7861号変更
令和4年4月1日付け3農畜機第7150号変更
令和7年4月1日付け7農畜機第98号変更
令和8年2月13日付け7農畜機第7369号変更
令和8年4月7日付け8農畜機第281号変更

野菜農業振興事業補助実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第61号-4。以下「実施要綱」という。）第12の3の規定に基づき、野菜農業振興事業の実施に必要な事項を以下のとおり定める。

1 補助対象経費

補助対象経費は別表1のとおりとする。

2 採択基準等

- (1) 採択については、コスト分析等により行うものとし、別表2のコスト分析基準の額又は水準を上回っていないこととする。
- (2) 事業の特殊性等により、(1)の基準内での実施が困難な場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画書に記載するものとする。

- (3) コスト分析の基準のない経費については、見積額等の根拠が適切かどうかにより判断するものとする。
- (4) 産地情報調査員設置事業と緊急需給調整連絡協議会開催等事業は、登録出荷団体等の計画的な出荷の促進を目的とする事業であり、一体的に実施することが望ましいが、系統外生産者の出荷比率が小さい等により協議会の開催の必要性が低い場合には、単独で産地情報調査員設置事業を実施することも可能とする。
- (5) 緊急需給調整連絡協議会については、系統外を含めた県全体の出荷調整体制の整備を促進する事業であることから、その構成員として登録生産者、産地市場関係者、系統外集荷業者、系統外大規模生産者等いずれかの系統外の関係者の参加を確保するものとする。また、協議結果について、生産者等に対する啓発・指導を行うものとする。
- (6) 消費拡大推進事業については、供給過剰時の消費拡大活動に対して助成するものであり、通常消費拡大に係る経費は助成対象としないものとする。供給過剰時に備えて啓発資材の原盤等を準備する場合も助成できるものとするが、これを当該年度に使用する機会がなかった場合には、事業終了後3年間、その使用実績を独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に報告するものとする。なお、供給過剰時とは、以下のいずれかの場合とする。
 - ア 登録出荷団体等における品目別の旬別対象市場群別出荷数量が過去5年中3年平均(過去5年間の旬別出荷数量の最小、最大値を除いた3年間の平均値)の数量を上回ったとき。
 - イ 登録出荷団体等における品目別の旬別対象市場群別の卸売価格が平均価格(野菜価格安定対策事業の推進について(令和5年4月25日付け4農産第4453号-1農林水産省農産局長通知)別記1野菜需給均衡総合推進対策事業の別表第4に掲げる価格をいう。)を下回ったとき。
 - ウ その他独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が必要と認めたとき。

3 補助事業の実施における売買、賃借、請負その他の契約等

- (1) 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、賃借、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加し

ようとする者に対し、別記様式による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

- (3) 事業実施主体は、実施要綱第4の規定に基づき、補助事業の交付目的である事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託する場合は、委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとし、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。また、委託のために必要な経費は、補助金の額の50%未満とする。

4 暴力団員等の排除

理事長は、事業実施主体等の代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該事業の事業実施主体に対して、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずることができるものとする。

附 則（平成21年4月1日付け20農畜機第4550号）

この通知の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日付け21農畜機第5236号）

この通知の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日付け22農畜機第5065号）

この通知の改正については、平成23年3月31日から施行する。ただし、別表1及び2の改正については、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月30日付け23農畜機第5164号）

この通知の改正については、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月15日付け24農畜機第646号）

この通知は、平成24年5月15日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5435号）

この通知は、平成26年3月31日から施行し、平成26年4月1日から適用す

る。

附 則（平成 26 年 9 月 12 日付け 26 農畜機第 2377 号）

この通知は、平成 26 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 18 日付け 26 農畜機第 5441 号）

この通知は、平成 27 年 3 月 18 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日付け 27 農畜機第 133 号）

この通知は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農畜機第 5912 号）

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 農畜機第 6579 号）

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 農畜機第 6758 号）

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 農畜機第 7528 号）

この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 27 日付け元農畜機第 7861 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農畜機第 7150 号）

この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 7 農畜機第 98 号）

1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

2 この通知の適用前に行われた大規模契約栽培産地育成強化事業については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 2 月 13 日付け 7 農畜機第 7369 号）

この通知は、令和8年2月13日から適用する。

附 則（令和8年4月7日付け8農畜機第281号）

この通知は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

事業名	補助対象経費
<p>1 緊急需給調整事業に係る補助事業</p> <p>(1) 緊急需給調整推進費助成事業</p> <p>(2) 緊急需給調整推進事業</p> <p>ア 産地情報調査員設置事業</p> <p>イ 緊急需給調整連絡協議会開催等事業</p> <p>ウ 消費拡大推進事業</p>	<p>① 緊急需給調整の推進を行うのに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借料、会議資料費 ・推進・指導のための旅費 ・トラクター等賃借料 ・燃料費 ・作業人夫賃 <p>② 緊急需給調整の実施確認を行うのに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認のための経費 ・確認のためのアルバイト賃金 <p>調査員設置経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査員手当・調査謝礼・旅費 ・調査報告費（原稿料、印刷費、通信費） <p>① 協議会開催費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借料、講師謝金、講師旅費、会議資料費 <p>② 啓発活動実施経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発資料作成費 ・産地指導員手当・謝金・旅費 <p>消費促進活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資材作成費（ポスター、POP広告、SNS 広告等の WEB 広告やデジタルサイネージのコンテンツ制作費、その他資材作成費等） ・啓発資材発送費 ・SNS 広告等の WEB 広告やデジタルサイネージの配信・設定経費等 ・TV、ラジオ広告制作費等 ・新聞広告掲載費

<p>(3) その他緊急的な措置として農林水産省生産局長が特に必要と認める場合に行う事業</p>	<p>別に定める経費</p>
<p>2 国産野菜周年安定供給強化事業(実施要綱第2の3の(1)の事業) 国産野菜周年安定供給強化支援事業</p>	<p>持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知)別表1の2の(1)のイに定める経費</p>
<p>3 国産野菜周年安定供給強化事業(実施要綱第2の3の(2)の事業) 国産野菜周年安定供給強化支援事業</p>	<p>国産青果物安定供給体制構築事業実施要領(令和8年1月22日付け7農産第3792号農林水産省農産局長通知)別表2に定める経費</p>

別表2 コスト分析基準

事業名	項目	基準
<p>1 緊急需給調整事業に係る補助事業 (1)、(2)及び(3)の事業共通</p>	<p>① 会場借料 ② 講師謝金 ③ 委員等謝金 ④ 旅費 ⑤ アルバイト賃金</p>	<p>会議等1回1日及び参加者一人当たり1,500円 1時間当たり8,400円(大学教授級) 1日当たり8,200円 事業実施主体の定める規定により算定した額 単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付すること。</p>
<p>(1) 緊急需給調整推進費助成事業</p>	<p>① トラクター等賃借料 ② 燃料費 ③ 作業人夫賃</p>	<p>1日1台当たり40,000円 燃料使用時の価格 単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付すること。</p>
<p>(2) 緊急需給調整推進事業 ア 産地情報調査員設置事業</p>	<p>調査員手当 原稿料 産地指導員手当</p>	<p>1日当たり8,200円 400字当たり1,500円 1日当たり8,200円</p>

	調査謝礼	1 回当たり 2,800 円以内 調査等に要する生産者への調査謝金又は調査謝礼（現品）とする。
イ 緊急需給調整連絡協議会開催等事業	—	—
ウ 消費拡大推進事業	別に定める項目	別に定める基準によるものとする。
(3) その他緊急的な措置として農林水産省生産局長が特に必要と認める場合に行う事業		
2 国産野菜周年安定供給強化事業 (実施要綱第 2 の 3 の (1) の事業) 国産野菜周年安定供給強化支援事業	① 会場借料 ② 委員等謝金 ③ 旅費 ④ アルバイト賃金	会議等 1 回 1 日及び参加者一人当たり 1,500 円 1 日当たり 8,200 円 事業実施主体の定める規定により算定した額 単価については、事業実施主体の給与支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、給与の単価の設定根拠となる資料を交付申請書等に添付すること。
3 国産野菜周年安定供給強化事業 (実施要綱第 2 の 3 の (2) の事業) 国産野菜周年安	① 会場借料 ② 委員等謝金 ③ 旅費	会議等 1 回 1 日及び参加者一人当たり 1,500 円 1 日当たり 8,200 円 事業実施主体の定める規定により算定した額

<p>定供給強化支援事業</p>	<p>④ アルバイト賃金</p>	<p>単価については、事業実施主体の給与支給規則や国・都道府県・市町村の規程等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、給与の単価の設定根拠となる資料を交付申請書等に添付すること。</p>
------------------	------------------	---

注) 基準額は税抜き

別記様式

指名停止に関する申立書

年 月 日

事業実施主体名

代表者名 ○○ ○○ 殿

受注者 所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の請負（又は売買等）契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関及び独立行政法人農畜産業振興機構から工事請負契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

（注）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等の機関、地方支部部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。